

ANA ウイングス株式会社
安全統括管理者 殿

国土交通省航空局安全部長

航空輸送の安全の確保に向けた更なる取組について
(厳重注意)

貴社においては、別添のとおり昨年度から重大インシデントを含めた安全上のトラブル等が相次いで発生しており、これらの中には、運航乗務員による外部監視や飛行場対空援助業務を行う機関との通信設定といった基本動作を失念したことにより発生したものもある。また、特に本年 8 月 20 日に発生した稚内空港における他の航空機等が使用中の滑走路への着陸事案については、重大インシデントと直接の因果関係がある又は重大インシデントを発生させるおそれがあると認められる重大な違反行為（航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 96 条の 2 に基づく航空交通情報の入手のための連絡、及び同法第 104 条に基づき認可を受けた貴社の運航規程に違反する行為）があったと認められるとともに、事案発生当初、会社として重大インシデントの可能性を把握できていなかった。さらに、昨年春頃の一連の安全上のトラブル等の発生を受けた対策として、運航乗務員の技量等を確認する緊急点検フライト等の対策を講じ、一旦は事案の発生が低減したものの、本年度に入って再び重大な事案が発生するなど、貴社における安全管理システムが現場を含めた社内全体に対して有効に機能しているとは言えず、こうしたことは、航空輸送の安全への社会的な信頼にも大きく影響を及ぼしかねない。

したがって、貴社における安全管理システムの総点検を行った上で、必要な是正を行うとともに、安全統括のトップが率先して、航空安全に対する意識の再徹底を図り、現場を含めた貴社全体が高い緊張感をもって、更なる安全性向上に取り組むよう、ここに厳重に注意する。

については、再発防止策を検討の上、令和 7 年 9 月 19 日までに文書で報告されたい。

以上

ANAウイングス株式会社による昨年度からの主な安全上のトラブル等

- ① 令和6年4月7日、米子空港において、貴社の航空機が同空港へ進入中に緊急の回避操作を行った事案（重大インシデント）
- ② 令和6年6月22日、中部国際空港において、貴社の航空機が同空港へ向けて降下中に航空機内において気圧が低下した事案（重大インシデント）
- ③ 本年5月22日、広島空港において、貴社の航空機が地上走行中に工事のため閉鎖された誘導路上で停止した事案
- ④ 本年8月20日、稚内空港において、貴社の航空機が他の航空機等が使用中の滑走路へ着陸した事案（重大インシデント）